資料1

平成23年2月21日

放課後児童給付(仮称)について

平成23年2月21日 第10回 基本制度ワーキングチーム 説明資料

1 現行制度

1.現行制度

(1)法的位置づけ

放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置付けられ、事業を実施する市町村には努力義務が課されている。また、社会福祉法において、第2種社会福祉事業として位置づけられている。

【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第六条の二

- 2 この法律で、<u>放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利</u>用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- 第二十一条の十 <u>市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、</u>当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

【社会福祉法】

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

第二条

- 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
 - 二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、<u>放課後児童健全育成事業</u>、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸 訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法 に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進に ついて相談に応ずる事業。

2

(2)基準

放課後児童健全育成事業の法令上の基準として、児童福祉法施行令において、衛生及び安全が確保された設備を備えるなどとされているが、具体的な法的基準はなく、実施要綱やガイドラインにより質の向上を図っている。

【児童福祉法施行令】

(昭和二十三年三月三十一日政令第七十四号)

第一条の二 児童福祉法(以下「法」という。)第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを<u>利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実</u>施されなければならない。

【放課後子どもプラン推進事業実施要綱】

(平成十九年三月三十日文部科学省生涯学習政策局長·厚生労働省雇用均等·児童家庭局長連名通知) 概要

- ・ 国の補助対象となる放課後児童健全育成事業を規定
- · 主な内容は、「実施主体(市町村、社会福祉法人その他の者)」、「対象児童(小学校1~3年に加え4年生以上)」、「運営 (放課後児童指導員の配置、原則年間250日以上開所、開所時間平日3時間以上·長期休暇8時間以上、専用部屋)」、 「事業の内容(児童の健康管理、出欠確認)」、「費用(国の補助、費用徴収)」等を規定

【放課後児童クラブガイドライン】

(平成十九年十月十九日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

概要

- ・ <u>クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましいう運営内容を目指す</u>ことを目的
- ・ 内容は14項目から構成され、「対象児童(小学1~3年に加え4年生以上)」、「規模(おおむね40人程度まで、最大70人)」、「開所日·開所時間」、「施設·設備(専用部屋、児童1人当たり1.65㎡以上、静養スペース)」、「職員体制(放課後児童指導員として児童の遊びを指導する者の配置)」、「放課後児童指導員の役割」等を規定

(3)利用手続き

【利用手続きに関する規定】

児童福祉法において、市町村は保護者からの求めがあった場合には、必要に応じて事業の利用についてあっせん又は調整等を行うこととなっているが、利用手続きに関する具体的規定はなく、市町村・クラブにより異なっている。

【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

- 第二十一条の十一 市町村は、<u>子育て支援事業</u>に関し必要な情報の提供を行うとともに、<u>保護者から求めがあつたときは、</u> 当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も 適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
- 2 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、<u>必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつ</u>せん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

子育て支援事業・・・<u>放課後児童健全育成事業</u>、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域 子育て支援拠点事業、一時預かり事業 等

【放課後子どもプラン推進事業実施要綱】

(平成十九年三月三十日文部科学省生涯学習政策局長·厚生労働省雇用均等·児童家庭局長連名通知) 4運営

(10)本事業の実施に当たっては、本事業の加入申し込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。

【利用手続きの現状】

利用の申し込み・決定、利用料の決定などについて、自治体が担っている地域と、クラブが担っている地域とまちまちとなっている。

<申し込み窓口>

・ 市町村が受付窓口になっているクラブが34.9%、クラブ自身が受付窓口になっているクラブが60.5%となっている。 「次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月)」

<利用決定者>

・ 入所を判定している自治体が66.6%、判定を行っていない自治体が25.6%となっている。 「学童保育の実態と課題に関する調査研究(国民生活センター、2008年2月)」

<利用対象者の要件の確認方法 >

・ 勤労証明書で把握しているクラブが64.8%となっているが、それ以外の方法で把握しているクラブも31.7%となっており厳密な要件の確認を行っていないケースも多い。 「次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月)」

<利用料決定者>

・ 自治体の基準で利用料(おやつ代等を除く)を徴収している自治体は65.7%となっている。 「学童保育の実態と課題に関する調査研究(国民生活センター、2008年2月)」

< 登録制 >

・利用形態が登録制になっている自治体は96.0%とほとんどの自治体が登録制となっている。 「学童保育の実態と課題(全国学童保育連絡協議会、2007年度)」 児童館で実施しているクラブが調査対象

(4)事業開始等の仕組み

【事業の開始等の手続きに関する規定】

放課後児童健全育成事業は、社会福祉法において、第2種社会福祉事業として、「事業の開始の日から1カ月以内に都道府県知事に事業に関する事項を届け出なければならない」とされている。

また、児童福祉法において、「放課後児童健全育成事業を行う者は、事業に関する事項を市町村長に届け出ることができる」とされている。

【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第三十四条の七 市町村、社会福祉法人その他の者は、<u>社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行う</u> ことができる。

【社会福祉法】

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

- 第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から 一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。
 - 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 事業の種類及び内容
 - 三 条例、定款その他の基本約款
- 第六十九条 <u>国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経</u> <u>営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない</u>。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都 道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第二十一条の十五 国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、その 事業に関する事項を市町村長に届け出ることができる。

【児童福祉法施行規則】

(昭和二十三年三月三十一日 厚生省令第十一号)

第二十一条 法第二十一条の十五の規定による届出は、次に掲げる事項(当該届出をした事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項とし、事業を廃止し、若しくは休止し、又は当該届出に係る事業を再開したときは、その旨とする。)を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 その他市町村長が必要と認める事項

【WTにおける主な意見】

- ・量的な拡大が急務
- ・ 19時まで預かってもらえること、夏休みも開いていること、4年生以上もニーズに応じて使えること等が絶対に 必要
- ・ ナショナルミニマムが必要
- ・ 指導員の資質、専門性の向上などが重要

< 論点 >

新システムにおける放課後児童給付(仮称)の法的位置づけ

- 新システム法(仮称)における位置づけ
- ・ 児童福祉法など関連法における位置づけ



・ 特に、指導員の資格、配置基準

量の整備

- ・ 地域差がある中で、必要な量を保障する法的枠組みをどのようにするか。
- ・ 待機児童の解消のみならず、開所時間のニーズ、4年生以上のニーズも 踏まえて対応

2 新システムにおける仕組みの検討

- 2.新システムにおける仕組みの検討
- (1)事業の位置づけ(事業構成) 放課後児童クラブについては、
 - ・ 保護者会で実施しているクラブや小規模のクラブが多い等、その運営形態が多様であること
 - ・ 週3日以下の利用児童が約1/4程度存在するなど、サービス利用の実態が多様であること
 - ・サービス利用手続きが、地域によっては、市町村やクラブで行われており多様であること などといった実態を踏まえ、<u>市町村が地域の実情に応じてサービスを提供できるよう、市町村事</u> 業として実施。
- (2)基準の設定
 - サービスの質を確保する観点から、全国一律の基準を設けることが必要。
- → 児童福祉法に基づ〈基準として位置づけ

児童福祉法に規定する基本的事項・・・事業の定義、利用対象者など

(3)基準記載事項のイメージ

児童福祉法に規定する場合の一律の基準について、<u>現行「放課後児童クラブガイドライン」の内容を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な事業実施を可能とする観点</u>から、基準の項目や内容を整理する必要がある。

【考え方】

放課後児童クラブの質を確保するために<u>最低限必要な内容については、国が一律の基準を示し、それを満たす形で市町村が設備、人員配置、事業内容等に関する基準を定め、質の確保</u>を担保してはどうか。

また、<u>地域の実情に応じて柔軟に実施する必要がある事項については、国が基準を示し、市</u> 町村がそれを勘案し、地域の実情に応じて基準を定め、質の確保を担保することとしてはどうか。

(一律の基準)

例えば、現行の国庫補助金基準上の規定

- ・放課後児童指導員の配置
- クラブの専用部屋
- ·年間開所日数、開所時間

など

(地域の実情に応じた基準)

例えば、現行のガイドライン上の規定

- ・クラブの人数規模
- ・指導員の要件、人員配置基準
- ·面積基準

など

(課題)

一律の基準、地域の実情に応じた基準の内容や利用料に関する規定をどうするか。必須事業として位置づけることも考えられる

指導員の処遇改善、基準を満たすための支援措置(指導員に対する研修強化等)が必要ではないか。また、経過措置期間が必要ではないか

(4)新システムにおける利用手続き等

【利用対象者】

小学校に就学している留守家庭児童 小学校4年生以上も対象となることを明記

【利用の手続き】

利用者は、現行どおり、地域の実情に応じて市町村又は事業者に申し込む。

<手続きの流れ>

利用者は、市町村又は事業者に対し事業の利用を申し込む

市町村又は事業者は申し込みに対して、サービス利用にかかる可否を決定し、登録児童として管理

事業者は利用の決定を行った後、市町村に対し、利用児童等の状況の報告を行う

市町村又は事業者は、利用児童等の状況を踏まえ、利用料の決定を行う (利用料減免を実施する場合には利用者から市町村へ減免の申請を行う)

市町村は、利用状況を随時把握(事業者は市町村に状況報告)、利用についてのあっせん、 調整を行う(児童福祉法第21条の11第2項) 量的整備については(5)で整理

(5)計画的な基盤整備

放課後児童クラブについては、多大な潜在需要がある。<u>市町村が地域のニーズを的確に把握し、市町村新システム事業計画(仮称)において需要の見込み、見込量の確保のための方策</u>を記載することにより、計画的に提供体制の整備を図る。

【放課後児童クラブに関する潜在需要】

放課後児童クラブに対する潜在的な需要は大きく、これに応えるだけの基盤整備が必要 (参考)子ども・子育てビジョンに基づく目標値:平成26年度 111万人、平成29年度 129万人 現在の利用児童数 81.4万人(平成22年5月現在)

【国が参酌標準を策定】

市町村が潜在的な需要も踏まえたニーズを把握するため、国は参酌標準を策定する。

【子ども・子育て包括交付金(仮称)による支援】

市町村が策定した新システム事業計画(仮称)に必要な費用に対し、国は子ども・子育て包括 交付金(仮称)を交付する。

【計画に基づ〈基盤整備】

市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、放課後児童クラブの提供体制を計画的に整備する。

3 放課後子ども教室との関係

「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、活動場所を確保する点では、共通している。

一方、両事業は役割や活動内容(実施日数や実施体制等)のほか、抱えている課題等に違いがある。

「放課後児童クラブ」の状況

- ·専用スペースや専任の指導員の確保、年間250日以上、平日3時間、長期休暇8時間等の一定の基準に基づいた継続的な実施が必要
- ・「小1の壁」をなくすため、量的拡充(待機児童の解消、開所時間の延長等)、質の確保(体制の整備、職員の処遇改善等)などを図っていくことが求められている

「放課後子ども教室」の状況

- ・「放課後子ども教室」は、「コミュニティ・スクール」や「学校支援地域本部」等とともに、地域との連携による教育支援 活動促進の中心的事業
- ・地域のボランティアを中心に弾力的に運営されており、専任の指導員は要件にしていない。
- ·年間60日未満(週1日程度未満)の実施教室が全体の4割以上、週末だけの実施も
- ・250日以上実施する教室は全体の2割で、そのうち約8割を10市区(政令市、特別区、中核市)で占める
- ・実施場所は学校内が約7割、ただし必ずしも固定した場所で実施しているわけではない
- → 将来的には両事業を一体的に実施していくことを目指しつつ、当面はそれぞれの質・量の充実を図ることが急務

両事業の連携については、「放課後児童クラブ」の利用児童が「放課後子ども教室」を活用して、地域住民とのつながりを深めるなど、子どもにとって有意義。

そのため、「新システム」「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」それぞれにおいて、市町村が地域の実情に応じ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携方策を位置づける。

参考資料

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、 放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の2第2項)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成22年5月現在)

クラブ数 19,946か所(全国の小学校約22,000校のおよそ9割程度)

・「放課後子どもプラン」(平成19年度~) 原則としてすべての小学校区での実施をめざす

登録児童数 814,439人 (全国の小学校1~3年生約343万人の2割程度 = 5人に1人)

利用できなかった児童数(待機児童数) 8,021人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,567か所〕

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

平成26年度までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

平成23年度予算額(案) 307.5億円(33.3億円増)

運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、 原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設 するクラブに補助。
- ·例: 児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額: 310.1万円 (総事業費620.2万円)

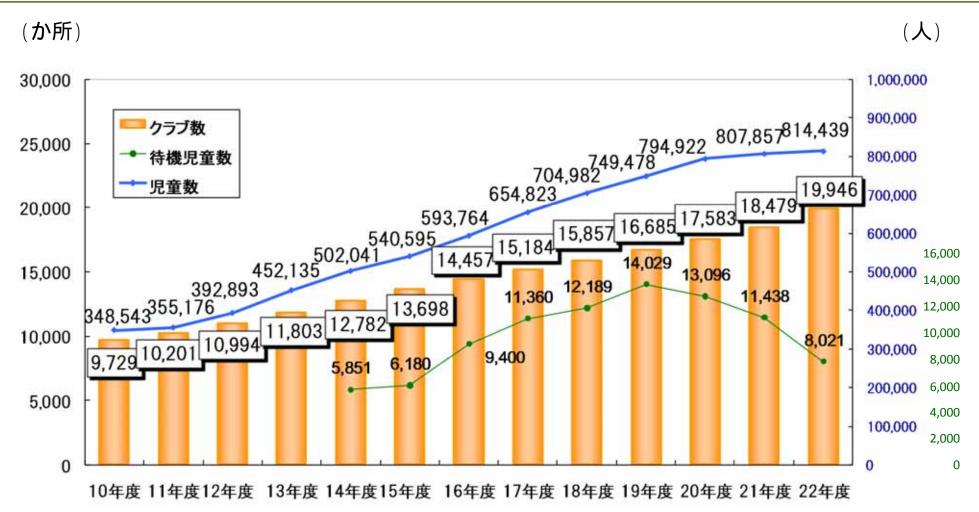
整備費

·新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合 (基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

運営費は、国·都道府県·市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設費)は、国·都道府県·設置者が3分の1ずつ負担。整備費(創設費を除く)は、国·都道府県·市町村が3分の1ずつ負担。

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成22年では、クラブ数は対前年1,467か所増の1万9,946か所、登録児童数は対前年6,582人増の81万4,439人となっている。平成10年から平成21年までに、平均でクラブ数は年800か所の増、児童数は年4万2,000人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年3,417人減の8,021人と3年連続の減少となっている。

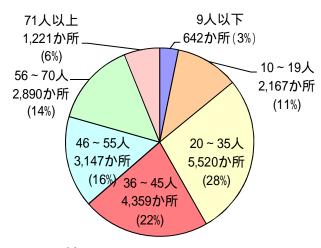


放課後児童クラブの現状

平成22年5月1日現在(育成環境課調)

規模別実施状況

登録児童数の人数規模別でみると、20人~45人までのクラブが全体の約50%を占める。



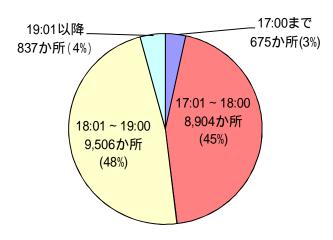
設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校 敷地内の専用施設が約22%、児童館が約14% であり、これらで全体の約6割を占める。



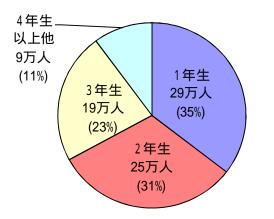
終了時刻の状況(平日)

17:01~18:00の閉所が全体の約45%、18:01~19:00の閉所が全体の約48%を占める。



登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童健全育成事業の補助要件について

事業の趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

補助要件

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2.対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年 の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の 小学部及び小学校4年生以上)

3. 利用児童数

10人以上(開設日数が200~249日の場合は20人以上)

4. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

5. 開所日 開所時間

- ・ 原則として、年間250日以上開所すること。
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

6.施設·設備

- · 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

7.事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中 及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

趣旨·目的

放課後児童クラブガイドラインについて

子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、<u>補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドライン</u>を国において初めて策定。

本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2.規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日·開所時間

- ・子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以 ト開所。
- ・新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

<u>4.施設·設備</u>

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- · 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5.職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童 の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

・子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。

子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。

子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。

活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。

児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。

その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

その他

- 7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
 - ・学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携
- 10. 安全対策
- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

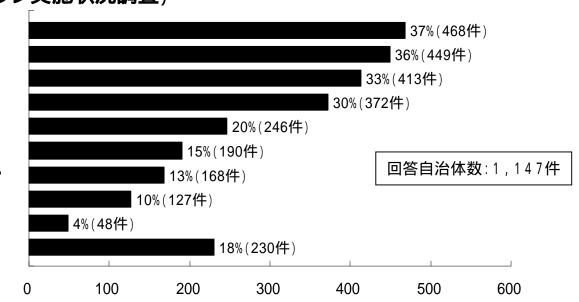
【放課後児童クラブの実施状況】

実施状況(平成22年5月現在)

- ・クラブ数 1万9,946か所(全国の小学校約2万2,000校のおよそ9割程度) (クラブ未実施市町村数 170市町村(全市町村の9.7%))
- ·登録児童数 81万4,439人(全国の小学校1~3年生約343万人の2割程度
- ·利用できなかった児童数(待機児童数) 8,021人
- ·年間開設日数 平均283.0日
- ・18:01以降開設しているクラブ 1万343か所(全クラブの51.9%)

放課後児童クラブを実施していない理由 (平成19年12月、放課後子どもプラン実施状況調査)

- 1. ニーズがない
- 2. 実施場所の確保が困難
- 3. 指導員等の人材確保が困難
- 4. 予算の確保が困難
- 5.次年度以降の実施に向け検討中
- 6.補助金の受給の要件が高い
- 7.地域・家庭で子どもを見守る・預かる施策が他にある
- 8. 両事業の調整・理解に時間が必要
- 9.地域の理解を得られていない
- 10. その他



小学校区ごとに理由を調査(複数回答)

「その他」の主な内容は、「1クラブで複数の小学校区を受け持っている」(56件)、「児童数が少ない」(46件)、「代替施設・事業がある」(32件)など

【放課後児童クラブの実施状況 】

基準(人員配置)の策定状況

・配置基準を決めている都道府県は19.1%となっている。

(か所)

	配置基準を 決めている	配置基準を 決めていない	無回答	計
都道府県数	9	38	0	47
(全体に占める割合)	19.1%	80.9%	0.0%	100.0%

学童保育サービスの環境整備に関する調査研究(国民生活センター、2010年3月)

・配置基準を決めている市町村は47.3%となっている。

(か所)

	配置基準を 決めている	配置基準を 決めていない	無回答	全体
市町村数	433	465	107	916
(全体に占める割合)	47.3%	50.8%	11.7%	100.0%

学童保育サービスの環境整備に関する調査研究(国民生活センター、2010年3月)

人員配置の状況

(人)

登録児童数	1~24人	25~48人	49~60人	61~90人	91~120人	121人以上	計
平均職員数	3.7	4.5	5.6	6.3	7.1	10.4	4.8

次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月)

【利用手続きの現状】

<クラブの利用申し込み窓口>

市町村が受付窓口になっているクラブが34.9%、クラブ自身が受付窓口になっているクラブが60.5%となっている。 (か所)

	市区町村が 受付窓口	クラブが 受付窓口	無回答	計
クラブ数	1,225	2,123	163	3,511
(全体に占める割合)	34.9%	60.5%	4.6%	100.0%

次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月)

<利用決定者>

入所を判定している自治体が66.6%、判定を行っていない自治体が25.6%となっている。

(か所)

	自治体による 入所判定有り	自治体による 入所判定無し	無回答	計
自治体数	714	274	84	1,072
(全体に占める割合)	66.6%	25.6%	7.8%	100.0%

学童保育の実態と課題に関する調査研究(国民生活センター、2008年2月)

【利用手続きの現状】

< 利用対象者の要件の確認方法 >

勤労証明書で把握しているクラブが64.8%、その他の方法で把握しているクラブが31.7%となっている。

	勤務先の勤労証明書 を出してもらっている		把握していない	計
クラブ数	2,124	1,039	115	3,278
(全体に占める割合)	64.8%	31.7%	3.5%	100.0%

次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月)

<利用料決定者>

自治体の基準で利用料(保育料)を徴収している自治体は65.7%となっている。

(か所)

(か所)

	利用料(保育料)	おやつ代	傷害保険料	全体
自治体による基準で徴収 している自治体数	704	484	403	1,072
(全体に占める割合)	65.7%	45.1%	37.6%	100.0%

学童保育の実態と課題に関する調査研究(国民生活センター、2008年2月)

【利用手続きの現状】

< 登録制の状況 > 利用形態が登録制になっている自治体は96.0%となっている。

(か所)

	登録制になっている	登録制になって いない	計
自治体数	402	17	419
(全体に占める割合)	96.0%	4.0%	100.0%

学童保育の実態と課題(全国学童保育連絡協議会、2007年度) 児童館内で実施している放課後児童クラブが調査対象

【運営形態·利用実態】

<クラブの運営形態の多様性>

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会 福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となって おり、保護者会・任意団体も1割程度存在する。



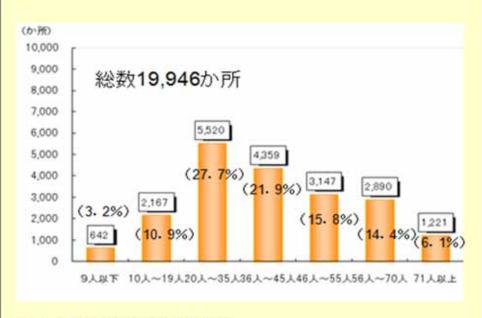
注1:()内は全クラブ数(19,946か所)に対する割合。

注2:運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成され

る組織が運営を行うもの。

実施規模別クラブ数の状況

児童数20~45人のクラブが全体の49.6%を占め ているが、20人未満の小規模クラブも14.1%存在 する。



注:()内は総数に対する割合。

平成22年5月1日現在(育成環境課調)

<クラブ利用児童の一週間の利用日数>

「週に4日以上の利用」が全体の76.6%を占める一方で、「週に3日以下の利用」が全体の23.4%を占める。

(人)

一週間の利用日数	週に1日 利用	週に2日 利用	週に3日 利用	週に4日 利用	週に5日 利用	週に6日 以上利用	計
児童数	8,687	10,844	17,862	30,414	77,785	14,258	159,850
(全体に占める割合)	5.4%	6.8%	11.2%	19.0%	48.7%	8.9%	100.0%

次世代育成支援のための実態調査(厚生労働省、平成22年3月) 調査対象クラブ数は3,435か所

< 放課後児童クラブガイドラインの達成状況 >

放課後児童指導員の資格の状況

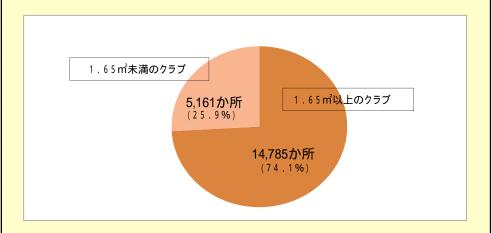
約3割の指導員が無資格者となっている。



- 注1:()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を 区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。
- 注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験 有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。
- 注3:放課後児童クラブガイドラインにおいて、放課後児童指導員は児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしている。

登録児童1人当たりの生活スペース

25.9%のクラブが児童1人あたりの面積が1.65㎡ 未満となっている。



- 注1:()内は全クラブ数(19,946か所)に対する割合。
- 注2:放課後児童クラブガイドラインにおいて、子どもが生活する スペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の 面積を確保することが望ましいとしている。

29

放課後児童クラブにおける利用者負担について

【利用者負担について】

放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされ、市町村等によってまちまちとなっている。

【利用者負担の実態】

放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額2,000円~10,000円の間で設定されている割合が高く、平均で6,000円程度となっている。

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

利用者負担(月額)	割合(2001年)
利用料なし	9.4%
2,000 円未満	8.0%
2,000~4,000 円未満	19.8%
4,000~6,000 円未満	20.1%
6,000~8,000 円未満	15.4%
8,000~10,000 円未満	6.9%
10,000~12,000 円未満	7.8%
12,000~14,000 円未満	3.6%
14,000~16,000 円未満	2.9%
16,000 円以上	3.1%
月額利用料の平均額	5,716 円

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

利用者負担(月額)	2003 年調査	2007 年調査
5,000 円未満	49.1%	41.8%
5,000~10,000 円未満	40.3%	46.4%
10,000~15,000 円未満	9.4%	10.1%
15,000~20,000 円未満	1.1%	1.7%
20,000 円以上	0.1%	0%

<利用料減免>

放課後児童クラブに係る利用料減免については、約半数の自治体が実施している。

自治体として保育料の減免があるか(自治体数)()内は%

	2003年調査	2007年調査
減免がある	701 (36.1)	752 (50.7)
減免はない	1239 (63.9)	712 (48.0)
その他		20 (1.3)
合計	1940 (100.0)	1484 (100.0)

どのような減免措置か()内は%

-	
生活保護世帯	583 (77.5)
非課税世帯	325 (43.2)
弟妹入所家庭	286 (38.0)
高学年	16 (2.1)
その他	357 (47.5)

*()内「ある」と回答した752自治体との比率(%)

*「どのような減免措置か」の「その他」は、「準要保護世帯」「就学援助世帯」「母子父子家庭」 「保護者の事故・病気家庭」「災害被災家庭」「出席日数に応じた減免」など。

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、 教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課 後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放 課後子どもプラン)を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」 放課後子ども教室 (文部科学省) 放課後児童クラブ (厚生労働省) すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の 活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、 児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与 趣旨 えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2 学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流 第2項に規定) 活動等の機会を提供する取組を推進する。 原則としてすべての小学 校区での実施を目指す 実施か所数 9,280か所(平成22年度) 19,946か所(平成22年5月) 小学校 72.6% 小学校(余裕教室) 28.8% 公民館 10.4% (専用施設) 22.0% 実施場所 児童館 3.9% 児童館 13.5% その他(生涯学習センター、公園など) 13.1% その他(専用施設、既存公的施設など) 35.7% (平成21年度) (平成22年5月) 開設日数 原則として長期休暇を含む年間250日以上 119.8日 (平成22年度平均) 地域の協力者等 放課後児童指導員(専任) 指導者 32

放課後子ども教室の現状

活動日数について

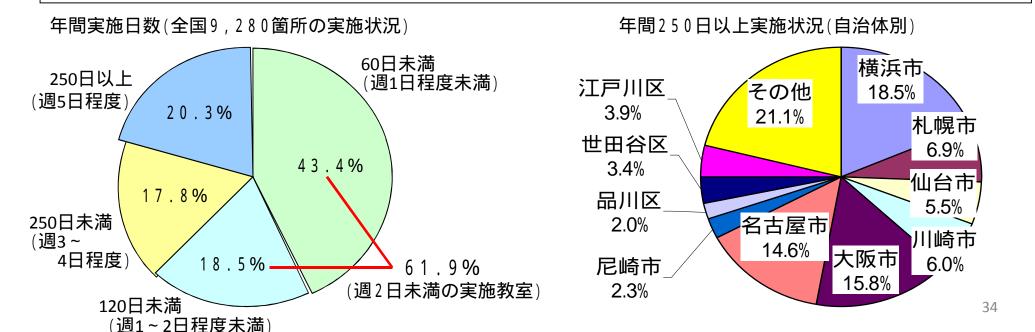
【活動日数】

平均すると年間約120日(週2日程度)の開催となっているが、実態としては、地域によってバラツキが大きい。 年間60日未満(週1日未満)の開催の教室が全体の43.4%、年間120日未満(週1~2日程度)の開催の教室が全体の61.9%を占めている。

全国で実施されている教室の約2割で、年間250日以上(週5日程度)の実施を行っているが、そのうち約9割が、政令市・中核市・東京都特別区に集中している。また、その中でも一部の大都市に集中しており、年間を通じて週5日程度の実施は、ご〈一部の自治体に限られている状況。(放課後子ども教室を実施している1,065市町村の1%以下である10市区で250日以上実施している教室の約8割を占める状況。)

【活動する曜日等】

地域の実情に応じて様々であり、全体の2割弱は週末のみの実施となっている。



活動場所・時間等について

【活動場所】

実施場所は、全体の72.6%が小学校の余裕教室や図書室、体育館、校庭など、小学校内で実施している。(その他、公民館(10.4%)、児童館(3.9%)、生涯学習センター・公園等(13.1%)などで実施)

ただし、学校内であっても、必ずしも固定した場所で実施しているわけではなく、学校行事や天候等により、実施場所の確保ができない場合は、教室を開催しない事例もある。

【活動時間】

活動終了後直ちに帰宅させるものが多く、放課後児童クラブのように18~19時まで実施しているものは少ない。

活動経費(事業費)について

【活動経費】

(平成22年度国庫補助申請ベース)

放課後子ども教室実施にかかる事業費は、全国9,280箇所で**約140.4億円** (**うち国庫補助は1/3の**46.8**億円**)

(参考1) 【放課後児童クラブ】の予算額(H22年度) 274.2億円

平均単価としては、<u>1箇所あたり151.3万円(国庫補助約50万円)</u>だが、活動規模等(日数、時間、人数、活動体制・内容)により大き〈差があるのが現状。

(参考2)

【放課後児童クラブ】(H22年度) 登録児童数

待機児童数

81万4,439人8,021人

【放課後児童クラブ】

子ども・子育てビジョンに基づく目標値

H26年度 111万人

H29年度 129万人

小学校1~3年生のうち、 放課後児童クラブ登録児童以外の児童数

261万9,150人

(H22年度)